

7. 障害者自立支援法等の見直しについて

障害者自立支援法の見直しについて

1. 障害者自立支援法の3年後の見直し

附 則 (検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. これまでの経緯

○平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)

○平成18年12月 : 法の円滑な運営のための特別対策 (平成18年～平成20年度の3年間で国費: 1, 200億円)

(①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置)

○平成19年12月 : 与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書

(抜本的見直しの視点と9つの見直しの方向性の提示)

: 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

(①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)

○平成20年12月 : 社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ

○平成21年 2月 : 与党・障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

① 利用者負担の見直し

- － 利用者負担について、応能負担を原則に
- － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- － 障害程度区分の名称と定義の見直し
(※ 障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

③ 相談支援の充実

- － 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- － 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勘案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- － 放課後型のデイサービス等の充実

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

- － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

施行期日:1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(障害者の範囲は公布の日。障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。)

④ 障害児支援の強化

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス事業の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス事業」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

- 18歳以上の入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、支援の必要な継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないよう附則に必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

障害児支援施策の見直し

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

知的障害児施設

・知的障害児施設

・第一種自閉症児施設(医)

・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

・盲児施設

・ろうあ児施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児施設(医)

・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ◎ 新・保育所等訪問支援

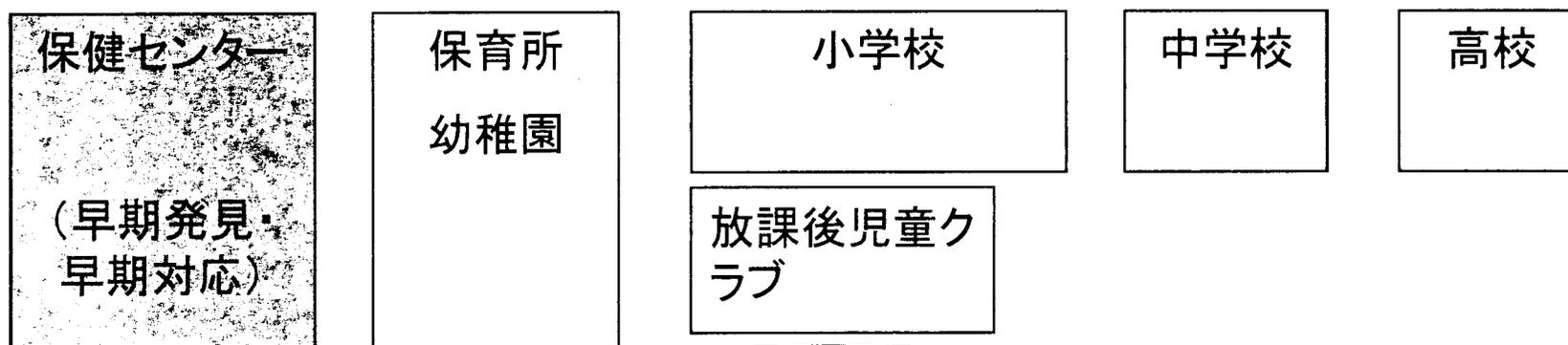
【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型
- ・医療型

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

障害児のライフステージに応じた支援



連携による支援

放課後等デイサービス

児童発達支援

障害児入所支援

在宅サービス(ホームヘルプ、ショートステイなど)

就労・地域における自立

個別支援計画の作成・支援会議の開催による一貫した支援

- ・ 個別の支援計画を作成し、関係者の連携により支援を行う。
- ・ 特に、障害の発見時、入学、進学、卒業時等の節目において支援。

障害児施設における在園期間延長措置の見直し

現 行

- 知的障害児施設、肢体不自由児施設は、引き続き入所しなければ福祉を損なうおそれがある場合等について、満18歳以降も在所できる(継続入所)。
- また、重症心身障害児施設は、継続入所のほか、新たに18歳以上の者を入所させることも可能。

※ 児童福祉法の附則による措置

○入所施設の18歳以上の者の割合(平成18年10月)

知的障害児施設	40%
自閉症児施設	29%
盲児施設	13%
ろうあ児施設	7%
肢体不自由児施設	9%
肢体不自由児療護施設	47%
重症心身障害児施設	87%

○ 18歳以上の障害児施設への入所者について、より適切な支援を行うため、障害者施策で対応するよう見直す。(※ 障害児の関係団体で構成された「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書。)

○ 見直しの際、以下のような配慮を行う。

① 現に入所している者が、継続して入所できるようにするための措置。

(※ 改正法の附則に、継続して入所できるよう規定を設ける。)

② 障害児施設において受けていた支援の継続性を確保するための措置。特に、重症心身障害者については、児者一貫した支援が保たれるよう配慮。

(※ 改正法の附則に、必要な措置を講じる旨規定を設け、指定基準(厚生労働省令)等において、例えば重症心身障害者について従来から関わっていた小児神経科医や保育士等が継続して関われるよう規定。)

参照条文 ～障害児施設における在園機関延長措置の見直し～

① 現に入所している者が、継続して入所できるようにするための措置

附 則

第三十五条 市町村は、施行日の前日において現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項（旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する施設給付決定（通所のみによる利用に係るものを除く。）を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院している者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、新自立支援法第十九条から第二十二条までに規定する手続を省略し、当該各号に定める日の前日に現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービスに係る新自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を行うものとする。

- 一 施行日に満十八歳以上である者が、施行日において旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を受けられなくなることにより、継続して、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要性が生ずる場合であつて、施行日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき 施行日
- 二 施行日に満十八歳未満である者が、施行日以後において、満十八歳となることに伴い新児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けられなくなることにより、継続して、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要性が生ずる場合であつて、満十八歳となる日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき その者が満十八歳となる日

② 障害児施設において受けていた支援の継続性を確保するための措置

附 則

（指定知的障害児施設等に入所又は入院していた者に対する配慮等）

第三条 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧児童福祉法（附則第二十二条第二項に規定する旧児童福祉法をいう。）第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（附則第三十五条において「指定知的障害児施設等」という。）に入所又は入院していた者が、この法律の施行により障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この条において同じ。）を利用することとなる場合において、これらの者が必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者自立支援法第四十三条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項及び第二項の基準の設定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

障害児施設の入所における措置と契約について

現状

○ 障害児施設への入所は、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合には契約によることとされている。

- (措置の場合)
- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
 - ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
 - ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合

課題

- 措置と契約の判断について、都道府県によって差が生じている。
- 保護者の虐待等、措置によるべき場合でも、契約とされた事例があるとの指摘もある。



○ 全国的に適切な判断が行われるよう、判断が難しい事例等についての調査や、関係団体等の意見を踏まえ、ガイドラインを作成する予定。

○ 現在、そのための調査・検討を行っているところ。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案施行日

事項		施行日
①利用者負担の見直し	－ 利用者負担について、応能負担を原則に	公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日
	－ 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減	
②障害者の範囲、障害程度区分の見直し	－ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化	公布の日
	－ 障害程度区分の名称と定義の見直し	
③相談支援の充実	－ 相談支援体制の強化（市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け）	平成24年4月1日 （③の「自立支援協議会」の位置付けについては、公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日）
	－ 支給決定プロセスの見直し（サービス利用計画案を勸案）、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大	
④障害児支援の強化	－ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など）	
	－ 放課後型のデイサービス等の充実	
⑤地域における自立した生活のための支援の充実	－ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設	公布の日から起算して1年半を超えない範囲内において政令で定める日
	－ 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（個別給付化）	
（その他）	事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等	

